

株主各位

第40期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況
連結注記表
個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

日本アジア投資株式会社

「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.jaic-vc.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2014年3月11日発行)	
発行決議日	2014年2月24日	
新株予約権の数	66個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	6,600株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 (注)1円
権利行使期間	2014年3月12日から 2044年3月11日まで	
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができるものとし、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>③その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。</p>	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額1,080円の合計額に0.5を乗じて算出（円未満切り上げ）した資本組入額は541円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が2015年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

2014年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2014年7月15日発行)	
発行決議日	2014年6月30日
新株予約権の数	33個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,300株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1円 1株当たりの資本組入額 (注)1円
権利行使期間	2014年7月16日から 2044年7月15日まで
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）と同一

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額890円の合計額に0.5を乗じて算出（円未満切り上げ）した資本組入額は446円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が2015年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

2015年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2015年7月14日発行)	
発行決議日	2015年6月29日
新株予約権の数	29個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2,900株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1円 1株当たりの資本組入額 (注)1円
権利行使期間	2015年7月15日から 2045年7月14日まで
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）と同一

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額580円の合計額に0.5を乗じて算出（円未満切り上げ）した資本組入額は291円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が2015年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

2016年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2016年7月14日発行)	
発行決議日	2016年6月28日
新株予約権の数	58個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 5,800株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1円 1株当たりの資本組入額 (注)1円
権利行使期間	2016年7月15日から 2046年7月14日まで
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額321円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は161円となります。

2017年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2017年7月13日発行)	
発行決議日	2017年6月27日
新株予約権の数	93個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,300株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1円 1株当たりの資本組入額 (注)1円
権利行使期間	2017年7月14日から 2047年7月13日まで
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額429円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は215円となります。

2018年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2018年7月12日発行)	
発行決議日	2018年6月26日
新株予約権の数	126個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 12,600株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1円 1株当たりの資本組入額 (注)1円
権利行使期間	2018年7月13日から 2048年7月12日まで
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額331円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は166円となります。

2019年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2019年7月12日発行)	
発行決議日	2019年6月26日
新株予約権の数	125個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 12,500株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1円 1株当たりの資本組入額 (注)1円
権利行使期間	2019年7月13日から 2049年7月12日まで
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額263円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は132円となります。

	2020年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2020年7月15日発行)	
発行決議日	2020年6月29日	
新株予約権の数	125個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	12,500株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 (注)1円
権利行使期間	2020年7月16日から 2050年7月15日まで	
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額229円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は115円となります。

② 当事業年度末日における当社役員の保有状況

	名称	個数 (個)	保有者 (名)
取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	66	1
	2014年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	33	1
	2015年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	29	1
	2016年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	58	1
	2017年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	93	1
	2018年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	126	1
	2019年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	125	2
	2020年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	125	2
社外取締役(監査等委員であるものを除く)	—	—	—
監査等委員である取締役	—	—	—

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

④ その他新株予約権等の状況

当該事業年度末日において存在する新株予約権に関して、その他の重要な事項は次のとおりであります。

	2016年12月新株予約権 (業績連動型有償ストック・オプション) (2016年12月13日発行)	
発行決議日	2016年11月28日	
新株予約権の数	2,432個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	243,200株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき	315円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	50,400円 504円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	507.15円 253.58円
権利行使期間	2017年6月1日から 2022年6月30日まで	
新株予約権の主な行使条件	(注1)	
割当状況 当社取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く) 当社従業員及び顧問	新株予約権の個数	保有者
	1,349個	2名
	新株予約権の個数	保有者
	1,083個	9名

(注1) 新株予約権の主な行使条件

- ① 新株予約権者は、2017年3月期、2018年3月期及び2019年3月期の各連結会計年度に係る当社が提出した決算短信に記載される従来連結基準(注2)の当社連結損益計算書における、親会社株主に帰属する当期純利益の額に応じて、次の各号に掲げる各連結会計年度の区分に従い、割当てを受けた新株予約権(以下「本新株予約権」という。)のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、例えば国際財務報告基準の適用等の適用される会計基準の変更等により参照すべき親会社株主に帰属する当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。

a) 2017年3月期連結会計年度

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、従来連結基準（注2）の親会社株主に帰属する当期純利益の額（当期純損失の場合は零とみなす）を20億円で除した割合を、2017年3月期の決算短信の提出日の翌月1日から行使期間の末日までの間に行使することができる。ただし、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数が、新株予約権者が2017年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を超える場合には、新株予約権者が2017年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を限度とする。

b) 2018年3月期連結会計年度

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、従来連結基準（注2）の親会社株主に帰属する当期純利益の額（当期純損失の場合は零とみなす）を20億円で除した割合を、2018年3月期の決算短信の提出日の翌月1日から行使期間の末日までの間に行使することができる。ただし、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数と、上記a)に基づき行使可能となった本新株予約権の数が、合算して新株予約権者が2018年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を超える場合には、新株予約権者が2018年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を限度とする。

c) 2019年3月期連結会計年度

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、従来連結基準（注2）の親会社株主に帰属する当期純利益の額（当期純損失の場合は零とみなす）を20億円で除した割合を、2019年3月期の決算短信の提出日の翌月1日から行使期間の末日までの間に行使することができる。ただし、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数と、上記a)及びb)に基づき行使可能となった本新株予約権の数が、合算して新株予約権者が2019年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を超える場合には、新株予約権者が2019年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を限度とする。

- ② 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、権利行使資格を有しない場合であっても、行使期間中であって、かつ、当社取締役会が正当な理由があると認める場合には行使することができるものとする。
- ③ 本新株予約権者が死亡したときは、その直前において当該本新株予約権者が上記②の権利行使資格を満たしており、かつ、下記④に該当する事由がない場合には、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、本新株予約権を承継することができるものとし、行使期間の初日又は本新株予約権者が死亡した日の翌日のいずれか遅い日から6ヶ月を経過する日まで（ただし、行使期間の末日までとする。）の間に限り、行使の時点で上記①の条件を満たす本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を相続することはできない。
- ④ 本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則の重大な違反となる行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれに限られない。）又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以降本新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 上記③の場合を除き、本新株予約権者は、一度の手続において、付与された本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、本新株予約権1個の一部につき行使することはできない。
- ⑦ その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(注2) 従来連結基準

当社グループでは、2007年3月期より、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 2006年9月8日 実務対応報告第20号）を適用し、当社グループで運営している投資事業組合等の一部を連結の範囲に加えて連結財務諸表等を作成しております。しかしながら、投資家及び株主の皆さまに、当社グループの経営成績及び財務状況を正しくご認識いただくためには、従来からの会計基準による財務諸表等の開示も必要と考えております。

以上のことから、従来 of 会計基準に従って、投資事業組合については、資産、負債及び収益、費用を外部出資者の持分を含まない当社及び関係会社の出資持分に応じて計上し、また、会社型ファンドについては連結の範囲から除いた連結財務諸表等を「従来連結基準」として継続的に開示しております。

業務の適正を確保するための体制

2021年3月31日現在における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての、決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針策定に関する考え方

イ. 当社は、以下を経営理念としている。

「日本とアジアをつなぐ投資会社として、少子高齢化が進む社会に安心・安全で質と生産性の高い未来を創ります。」

当社は、この経営理念の下、業務の適正を確保するため、内部統制システム構築の基本方針を定める。

ロ. 当社の内部統制システムは、中期経営計画などの事業全体の戦略策定に適用され、業務の有効性・効率性、計算書類やその他の適時開示情報の信頼性・関連法規や企業倫理の遵守といった経営目的の達成を保証する枠組みとなるものである。

② 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役は、当社及び当社子会社における企業倫理の確立、並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「私たちの行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図る。

ロ. 管理グループ管掌取締役又は執行役員をコンプライアンス担当取締役又は執行役員とする。コンプライアンス担当取締役又は執行役員は、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、説明会や個別相談など必要な諸活動を推進し、管理する。

ハ. 各組織単位及び各業務単位の責任者は、日々の業務を遂行する際、その行動基準を遵守し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

ニ. 内部監査室は、各組織単位及び各業務単位の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、被監査部署からその改善状況の報告を義務付けることで、実効性を高める。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は取締役会を設置する。取締役会は、原則月1回の定例のほか必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針及び経営計画その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

ロ. 取締役会に加え、経営会議を原則月2回以上、投資委員会を原則週1回開催する。経営会議は、業務執行の強化を図ることを目的とする機関である。取締役会が定めた経営の基本方針及び経営計画に基づく業務執行に関する意思決定に関し、取締役会から権限を委譲された業務執行取締役が自身で業務執行の意思決定をする上で、より適切な経営判断・業務執行の決定が可能となるよう、構成員からの意見参酌を行う場であり、また、業務執行取締役から権限を委譲された執行役員を含めた情報共有の場である。監査等委員以外の取締役、執行役員及び1名以上の監査等委員によって構成する。

投資委員会は、営業上の投融資に関する事項を決裁する機関であり、経営会議においてその決裁方法や構成員等会議の運営ルールを決定の上、当該ルールに則り運営する。

ハ. 取締役が経営及び業務運営の全般について関与し、行動できるよう、業務遂行責任及び収益責任を持つ組織単位としてグループ又は室を設け、また、グループ内に一定の業務単位を設置する。業務執行取締役及び執行役員は、それぞれ組織を管掌又は業務を担当する。業務執行取締役は、執行役員及び各業務単位の責任者（以下、「責任者等」）に一定の権限を委譲し、執行役員及び責任者等の業務執行状況を監督し、経営的な観点から助言・指導を行う。また、執行役員及び責任者等は、自身の業務を補佐するよう、必要に応じて各種下級職位者に対し、各業務単位の運営における課題解決や各業務単位の戦略立案とその執行を担当させる。

- 二. 業務執行取締役及び執行役員はファンドを担当する。業務執行取締役及び執行役員がその担当するファンド業務を円滑に遂行するため、経営会議にてファンド毎にファンドマネージャーを選任する。ファンドマネージャーは、投資組入及び投資回収等についてファンドの観点から確認することで、ファンドパフォーマンス及び出資者への説明責任を負う。

④ 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会には、取締役会事務局を設置する。
- ロ. 取締役会事務局は、議長の命を受けて取締役会の開催、議事録の作成・保管その他取締役会に関する事務に当たる。各取締役が報告した業務執行状況資料及び取締役会議事録については、取締役（監査等委員である者を含む）が常時閲覧できるようにし、取締役会議事録は10年間保管する。また、その他の全社的な文書保管の体制については文書管理規程に定める。

⑤ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 組織単位及び各業務単位には、業務執行においてリスク事象の認識を含む重要事項につき各組織や業務を管掌又は担当する取締役及び執行役員又は責任者等への報告及び決裁機関への付議・報告等を義務付ける。また、業務執行の過程においては、各管掌又は担当取締役、各管掌又は担当執行役員、各責任者等、及び各業務の管理を担当する組織単位及び各業務単位が統制活動を行う。
- ロ. 情報管理を適切に行うため、インサイダー取引管理規程及び情報セキュリティ管理規程を制定し、執行役員又は各責任者等をインサイダー情報管理責任者及び情報管理責任者とし、業務等に関する重要事実等の情報の管理を義務付ける。
- ハ. 経営危機管理を体系的に規定するため、経営危機管理規程を制定する。

⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
子会社については、関係会社管理規程を制定し、これに基づき、適宜予算の達成及び財務の状況等並びに業務報告をさせる。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社については、関係会社管理規程を制定し、これに基づき管理する。加えて、当社のインサイダー取引管理規程、情報管理規程及び経営危機管理規程は子会社にも適用される。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

極めて重要性の乏しい子会社を除き、最低1名当社の取締役あるいは幹部職員が各子会社の役員に就任し、当該子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するように監督をする。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の役員には、行動基準を定め、これを遵守させる。上記「②当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の対象には子会社を含む。

⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、内部監査室に所属する使用人の中から適切なスタッフを配置する。

ロ. 上記スタッフの人事に関しては、業務執行者からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保すべきことに留意して、監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらから報告を受けた者は、あらかじめ定められた監査等委員会に対する報告事項について、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

ロ. 監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から業務の報告を聴取し、必要に応じて子会社の調査を行い、取締役の職務執行に関しての適法性、妥当性の監査を行う。

ハ. 上記イ. 及びロ. において監査等委員会に対し報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないように、上記②イ. に定める「私たちの行動規範」等により、コンプライアンスの重要性やパワーハラスメントの禁止を周知徹底する。また、コンプライアンス相談制度では、相談した者が相談をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないように匿名性が確保されており、その結果は監査等委員会に報告される。

⑨ 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針及び手続に関する事項

当社の取締役会は、監査等委員会が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して要請を行った場合には、監査等委員会の職務執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに対応する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会は、より効率的な監査を実施できるよう、内部監査及び会計監査のスケジュールや方法及び結果について情報共有を図る。内部監査室とは定例会合を持ち、会計監査人からの報告を受け、意見交換を行う。また、必要に応じて会計監査人の往査・監査講評に立ち会う。
- ロ. 監査等委員会は、必要に応じて、代表取締役社長と定例会合を持つ。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は「業務の適正を確保するための体制」に基づいた運用を実施しております。当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

代表取締役自らが役職員にコンプライアンスの必要性を説明し、その周知徹底を図っております。また、コンプライアンス・マニュアルを社内に通達することで、周知徹底を図りました。加えて、コンプライアンス相談制度やコンプライアンス社外通報制度の内容を社内に通達することで活用を促しました。

② リスク管理に関する取り組み

取締役会、経営会議、及び投資委員会を社内規程どおり開催し、業務執行に関する事項に関してその重要性や性質に基づき、適宜承認し、又は、報告を受けました。また、これらの社内規程を適宜改訂し、その内容を社内に通達することで、周知徹底を図りました。加えて、リスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出し及び評価、並びに、対応策の検討とその実施状況の確認を行いました。

③ 企業グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

子会社から予算、実績、業務遂行状況に関する報告を適宜受け、その監督を行いました。

④ 監査等委員会の監査の実効性確保に関する取り組み

監査等委員会の職務を補助する使用人として内部監査室長を配置し、監査等委員会と毎月報告会を開催致しました。また、監査等委員会は、必要に応じて代表取締役及びその他役員と会合を持ち、必要な報告を受け、意見を交換致しました。加えて、監査等委員会に使用人を招聘し、必要な報告を受けました。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
31社
- ・主要な連結子会社の名称
ジャイク事務サービス(株)、JAICシードキャピタル(株)、
JAIC・キャピタル・パートナーズ(株)、日亜投資諮詢(上海)有限公司、
蘇州日亜創業投資管理有限公司、瀋陽日亜創業投資管理有限公司、
日亜(天津)創業投資管理有限公司、JAIC-CI LIMITED、
投資事業組合等23ファンド
- ・連結範囲の変更
投資事業組合等の異動は下記のとおりであります。
増加：新設によるもの2ファンド
減少：売却によるもの2ファンド

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
NWF-JAIC,LLC
投資事業組合等8ファンド
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社については、連結した場合における総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
5社
- ・主要な会社等の名称
投資事業組合等5ファンド
- ・持分法の適用の範囲の変更
増加：新設によるもの1ファンド

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称
A Jキャピタル(株)他9社

- ・ 持分法を適用しない理由
 - 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- ③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況
 - ・ 当該会社等の名称
 - (株)生光会健康管理センター、蘇州胡椒蓓蓓投資諮詢有限公司
 - ・ 関連会社としなかった理由
 - (株)生光会健康管理センター他1社は、当社の主たる目的である投資育成のために取得したものであり、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしているため、関連会社から除外致しました。
- (3) 会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ その他有価証券

時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
 - ・ 投資事業組合出資金等
 - 当該投資事業組合等(以下「組合等」)の最近の財産及び損益の状況に基づいて、その純資産及び純損益を連結会社の持分割合に応じて計上しております。
 - ② 営業投資有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ その他営業投資有価証券

時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
 - ・ 投資事業組合出資金等
 - 当社及び関係会社が管理運用する組合等について、当社と決算日が同一である組合等については連結決算日における組合等の財務諸表に基づいて、当社と決算日が同一でない組合等については、連結決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、組合等の資産、負債及び収益、費用を連結会社の出資持分割合に応じて計上しております。また、他社が管理運用する組合等については、主に当該組合等の最近の財産及び損益の状況に基づいて、その純資産及び純損益を連結会社の持分割合に応じて計上しております。

③ 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 主として定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに機械及び装置のうち、太陽光発電設備、植物工場設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～39年
機械及び装置	17年
車両運搬具及び工具器具備品	4～15年
- ・無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、主な償却期間は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
発電設備開発権利金	20年

④ 重要な引当金の計上基準

- ・投資損失引当金 投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案して、その損失見積額を計上しております。
- ・貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により計上しております。
- ・賞与引当金 従業員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ・消費税等の会計処理 税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、発生年度の販売費及び一般管理費に計上しております。
- ・のれんの償却方法 のれんの償却については、原則として5年間の均等償却を行っております。
- ・退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

営業投資有価証券の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券	9,379百万円
投資損失引当金	1,349百万円

(2)その他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

時価を把握することが極めて困難と認められる営業投資有価証券については、投資先企業の資産内容、事業状況、資金状況及び当社グループの投資の回収計画等を勘案して、営業投資有価証券評価損及び投資損失引当金繰入額の計上をしております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資先企業の資産内容、事業状況、資金状況は、その事業計画を基礎として判断しております。その主要な仮定は、投資先企業が参入している市場の成長率、事業計画に含まれる経営改善施策を反映した営業収益や利益水準及び当社グループの投資の回収計画の実現可能性であります。

なお、以上の主要な仮定及びそれに基づく判断において、新型コロナウイルス感染症の影響は織り込んでおります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

営業投資有価証券及び投資損失引当金については、每期見直しを行い最善の見積りと判断により決定しております。しかしながら、将来の不確実な経済条件の影響を受け、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
- | | |
|---------------|----------|
| 現金及び預金 | 662百万円 |
| 流動資産（その他） | 88百万円 |
| 建物及び構築物 | 84百万円 |
| 機械及び装置 | 7,453百万円 |
| 車両運搬具及び工具器具備品 | 0百万円 |
| 土地 | 28百万円 |
| 無形固定資産（その他） | 15百万円 |
| 投資その他の資産（その他） | 38百万円 |
- (2) 担保付債務
- | | |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 411百万円 |
| 長期借入金 | 7,436百万円 |
- 上記の担保に供している資産及び担保付債務は、全て連結子会社に帰属しております。
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 563百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	17,884千株	－千株	－千株	17,884千株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	181千株	－千株	－千株	181千株

- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|-------|
| 普通株式 | 308千株 |
|------|-------|

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ベンチャー企業等に投資を行うプライベートエクイティ投資と再生可能エネルギー等のプロジェクトに投資を行うプロジェクト投資を行っております。その結果、投資資産は主として、未上場有価証券、事業プロジェクトの証券化商品、固定資産となります。このうち、固定資産以外のものが、金融資産に該当します。この事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入による間接金融若しくは直接金融によって資金調達を行う方針であり、これらには金融負債が含まれております。

このように、主として流動性の低い投資資産及び期間の長いプロジェクトの投資資産を有しているため、投資資産の投資回収期間と金融負債の調達期間のギャップを最小化すべく長期資金の調達を志向しており、その結果生じる長期借入金の金利変動及び、外貨建て金融資産の投資回収に伴う為替変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の管理を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に株式、債券及び投資事業組合出資金等であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクを有しております。

また、変動金利による借入を行っており、金利の変動リスクを有しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスクの管理

投資の実行時には、個別の案件ごとに投資先企業の信用リスクを含めたリスク分析を行い、所定の決裁会議で投資の可否を判断しております。

投資実行後は、投資先の状況を随時モニタリングしております。また、償却引当規程に従い、投資先会社の実状を勘案して定期的に評価を行い、必要に応じて営業投資有価証券評価損及び投資損失引当金を計上しております。

2) 市場リスクの管理

イ) 為替リスクの管理

外貨建て営業投資有価証券については、為替変動による影響額の定期的なモニタリングを行っております。

ロ) 価格変動リスクの管理

営業投資有価証券のうち上場株式については、継続的に時価や発行体の経営状況等を把握し、適切な価格、タイミングで流動化を図っております。また、時価のある営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

ハ) 金利リスクの管理

変動金利による借入を行っており、金利の変動リスクを有しております。金利状況については定期的にモニタリングしております。

3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、借入金に係る弁済計画について、全取引金融機関からご同意を頂いておりますが、さらなる経済環境の悪化や不測の事態等により当社グループが当該計画で定められている返済を履行できない事態に陥った場合には事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼすリスクを有しております。

当該リスクに対応するため、資金繰りについては、各部署からの報告に基づき管理グループが適時に資金繰計画を作成・更新し管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1)現金及び預金	6,486	6,486	—
(2)営業投資有価証券及 び投資有価証券			
その他有価証券	1,436		
投資損失引当金(※)	△43		
	1,393	1,393	—
資産計	7,879	7,879	—
(1)短期借入金	919	919	—
(2)1年内償還予定の 社債	6	6	—
(3)社債	185	187	2
(4)長期借入金	7,436	7,448	11
負債計	8,547	8,561	13

(※) 債券に対応する投資損失引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 営業投資有価証券及び投資有価証券

これらについて、株式等は取引所の価格によっております。債券について、債務者の信用リスクに基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額から対応する投資損失引当金を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、営業投資有価証券及び投資有価証券はその他有価証券として保有しており、当連結会計年度中の売却額は2,125百万円であり、売却益の合計額は921百万円、売却損の合計額は0百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種 類	連結貸借対照表 計 上 額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照 表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	49	12	36
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	49	12	36
連結貸借対照 表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	59	71	△11
	債券	1,327	1,327	—
	その他	—	—	—
	小計	1,386	1,398	△11
合計		1,436	1,411	24

負 債

(1) 短期借入金、(2) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社グループの発行する社債は、市場価格のないものであり、元利金の合計額を同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
①非上場の株式及び債券等 (※1)	6,160
②組合等出資金 (※2)	2,149
③長期借入金 (※3)	6,442

(※1) 非上場の株式及び債券等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(※2) 組合等出資金は、組合財産の大部分が非上場株式等の時価を把握することが極めて困難と認められるもの、又は市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象としておりません。

(※3) 長期借入金は、その弁済計画について、全取引金融機関からご同意を頂いております。連結決算日現在、将来のキャッシュ・フローは確定していないため、時価開示の対象としておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 413円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1円89銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式及び
 関連会社株式
 移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券
 - 時価のあるもの
 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
 移動平均法による原価法
- (2) 営業投資有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他営業投資有価証券
 - 時価のあるもの
 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
 移動平均法による原価法
- (3) 投資事業組合出資金等
 当社及び関係会社が管理運用する投資事業組合等(以下「組合等」)について、当社と決算日が同一である組合等については当社の決算日における組合等の財務諸表に基づいて、当社と決算日が同一でない組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、組合等の資産、負債及び収益、費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。また、他社が管理運用する組合等は、主に当該組合等の最近の財産及び損益の状況に基づいて、その純資産及び純損益を当社の持分割合に応じて計上しております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産
 定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
 - ②無形固定資産
 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (5) 引当金の計上基準
 - ①投資損失引当金
 投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案して、その損失見積額を計上しております。
 - ②貸倒引当金
 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については、財務内容評価法により計上しております。

- ③賞与引当金 従業員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
- ④退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
 - 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、発生事業年度の販売費及び一般管理費に計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

営業投資有価証券の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

営業投資有価証券	10,426百万円
投資損失引当金	843百万円

(2)その他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

時価を把握することが極めて困難と認められる営業投資有価証券については、投資先企業の資産内容、事業状況、資金状況及び当社の投資の回収計画等を勘案して、営業投資有価証券評価損及び投資損失引当金繰入額の計上をしております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資先企業の資産内容、事業状況、資金状況は、その事業計画を基礎として判断しております。その主要な仮定は、投資先企業が参入している市場の成長率、事業計画に含まれる経営改善施策を反映した営業収益や利益水準及び当社の投資の回収計画の実現可能性であります。

なお、以上の主要な仮定及びそれに基づく判断において、新型コロナウイルス感染症の影響は織り込んでおります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

営業投資有価証券及び投資損失引当金については、每期見直しを行い最善の見積りと判断により決定しております。しかしながら、将来の不確実な経済条件の影響を受け、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

未収入金 2百万円

上記の担保に供している資産は、連結子会社の債務に対するものでありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 24百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権 311百万円

②短期金銭債務 7百万円

(4) 営業投資有価証券には、連結子会社に対する投資事業組合出資金等が0百万円含まれております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引による取引高 53百万円

②営業取引以外の取引高 8百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	181千株	一千株	一千株	181千株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,430百万円
営業投資有価証券評価損	300
投資損失引当金	263
関係会社株式評価損	67
その他	217
繰延税金資産小計	3,278
評価性引当額	△3,278
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	19
繰延税金負債合計	19
繰延税金負債の純額	19

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	JAICソーラー投資事業 有限責任組合	投資	99	出資先	出資 分配	245 2,475	—	—
子会社	JAICアグリテック投資 事業有限責任組合	投資	99	出資先	出資	539	—	—
子会社	KICAM CAPITAL投資 事業有限責任組合	投資	95	出資先	出資	171	—	—
子会社	日垂(天津)創業投資企 業	投資	72	出資先	分配	211	—	—
子会社	JAIC企業育成投資事業 有限責任組合	投資	50	出資先	分配	318	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の投資事業組合等との取引は、組合契約に基づき出資をしたもの又は、組合財産の払戻を受けたものであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	393円89銭
(2) 1株当たり当期純利益	7円61銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。